|  |  |
| --- | --- |
| **✓欄**長野県看護研究学会誌　投稿チェックリスト　※要提出です**＊チェック項目を確認してから投稿してください。不備があった場合、受付できない場合があります** | **チェック項目** |
|  | 【投稿について】1.筆頭著者は、論文投稿時点で公益社団法人長野県看護協会の会員であること |
|  | 2.看護職の共著者は、公益社団法人日本看護協会の会員であること |
|  | 3.看護職以外で会員と共同で行った場合は、非会員でも共著者のとしての資格を有する |
|  | 4.看護職の免許取得後に行われた研究・実践である。 |
|  | 5.未発表の内容である(他学会誌および出版物等に未投稿、未掲載)。ただし学会・研究会抄録集、修士論文・博士論文（既に機関リポジトリに全文を公開している論文は除く）、科学研究費報告書、事業報告書に発表された内容は二重投稿とはみなさないが、その旨を本文内に付記すること。 |
|  | 6.本学会誌における投稿及び掲載後、他の学会、研究会および出版物等に本質的に同じ内容について、投稿や発表を行わない。 |
|  | 【倫理的配慮について】7.倫理的に配慮された内容である。 |
|  | 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（以下「指針」という。）に基づき倫理的に配慮され、その内容が記載されている。（以下のうち、あてはまるものに☑をして、その列の項目8・9を確認の上、✓欄にチェックを付けてください。） |
| 本研究学会での発表 | * 研究報告
 | * 症例報告
 | * 業務改善報告
 |
|  | 　指針の「人を対象とする研究」に該当する研究　　　　　　 | 指針で適用範囲外とされている研究 | 指針の適用範囲外である実践報告 |
|  | 8.倫理審査を受け、行った倫理的配慮の内容を本文内に記載している。 | 8.個人情報保護やインフォームドコンセント等の必要な倫理的配慮について、本文内に記載している。 | 8.個人情報の保護や必要な倫理的配慮について本文内に記載している。 |
|  | 9.承認を得た倫理審査委員会あるいは会議体の正式名称及び承認番号を本文内に記載している。　（※要綱4-1）-（1）を参照） | 9.「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に従い、事例により十分な匿名化が困難な場合は、本人又は代諾者等の同意を得ている。 |
|  | 10.対象施設や対象者の特定を避けるため、投稿要綱に従った記載をしている（特定可能な氏名やイニシャル・呼び名等の記載、フィールドの特定可能な「当院」「当病院」等の記載をしていない等）。 |
|  | 11.許諾が必要な尺度及び商標登録物等は、筆頭著者自身があらかじめ使用許諾を得た上で、著者が必要な許諾を得たことを記載している。 |
|  | 12.薬品や検査器具等は一般名称を用い、（　）内に商品名、登録商標の場合は®を記載している。 |
|  | 【利益相反について】13.ホームページにある指定様式をもとに「利益相反（COI）申告書」を準備している。 |
|  | 【原稿について】14.文字数は、投稿する原稿種別の文字数の範囲内である。（図表の字数換算は投稿要綱に記載） |
|  | 15.原稿はホームページにある指定様式をもとにMS-Wordで作成する。標準的なフォント（MS明朝）、10.5ポイントでA4横書き35文字×28行で作成する（1ページ約1,000字）。各頁の下中央に頁数を記入する。 |
|  | 16.原稿は以下の1～4の順で構成し、1つのファイルにまとめている。1) 表紙　2) 抄録　3)本文　4) 図表 |
|  | 17.表紙や本文に、氏名や所属を記載していない。 |
|  | 18.見出しは、投稿する原稿種別について規定された構成である。Ⅰ.・Ⅱ.・Ⅲ.…、1.・2.・3.…、1）・2）・3）…、（1）・（2）・（3）…の順で記載する。 |
|  | 19.修士・博士論文に加筆・修正を加えたことを記載する場合は、本文内の利益相反状態の前に記載している。 |
| **✓欄** | **チェック項目** |
|  | 20.利益相反状態について、本文内の引用文献の前に記載している。 |
|  | 21.引用文献の記載方法は投稿要綱に従っている。 |
|  | 22.本文中の引用箇所と本文の最後の引用文献一覧の番号および内容は一致している。 |
|  | 23.文献の情報は原典に相違ない（孫引きではない）。 |
|  | 【図表について】24.図表は、図1、表1などの通し番号をつけ、挿入希望位置を本文内に（　）で示している。 |
|  | 25.図表は本文の後ろに1ページ1枚で、掲載希望の大きさで貼り付けている。 |
|  | 26.図表は、白黒印刷で判別できる明瞭なものである。　＊カラー原稿は不可 |
|  | 27.システムに登録する図表のオリジナルデータは加工可能なファイル形式であり、また、本文原稿に貼付した図表と同じである。 |
|  | 【著作権譲渡について】28.学会誌に掲載可となった際には、著者・共著者全員の「著作権譲渡同意書」を送付すること。 |

2025年9月1日版